

平成27年9月1日
公正研究委員会決定

一部改正 平成28年1月26日
一部改正 平成29年3月16日
一部改正 令和2年12月24日
一部改正 令和4年4月1日
一部改正 令和7年4月1日

福島大学における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく公正な研究推進のための運用方針

1 対象とする研究活動

公正研究規程（以下「規程」という。）第2条第2号に規定する「研究活動」は、運営費交付金及び科学研究費助成事業、受託研究、共同研究、奨学寄附金、研究助成金、各種補助金等の外部資金等により行われた、本学で機関経理する全ての財源を原資とした研究活動を指す。

2 研究倫理に関する教育等

(1) 規程第3条第2項に規定する「研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育」の内容は下表のとおりとする。

区分	受講対象	学修方法	学修時期・頻度
役員	全員（監事を除く）	e-learning	就任時
研究者	全員（常勤・非常勤を問わない）	e-learning	採用時（その後は5年度に1度）
事務職員	事務局長、研究振興課員（常勤・非常勤を問わない）、各学類支援室長・事務室長	e-learning	就任時
大学院生	全員	e-learning	入学時
学外の本学施設利用研究者	全員（他大学の大学院生等を含む）	e-learning	契約時

※ 日本学術振興会が運営する「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]」をいう。

(2) パソコンが使用できない場合など、e-learning の受講が困難な場合は、「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編）の通読及び理解度調査により実施し、理解度調査の結果が8割以上正答の者について研究倫理教育を受講したものとみなす。

(3) 学類生については、その全ての者が必ずしも「研究活動に従事する者」とはならないが、卒業論文やレポート作成の指導の一環として、また、社会に出る前の事前指導等として、各学類において学修案内又は学びのナビ等を活用して研究倫理教育を受講させるものとする。

- (4) 上表に該当しない者であっても、研究倫理教育の受講を希望する者については、部局責任者の了解のもと、受講することができるものとする。
- (5) 本学にて新たに採用（契約）された研究者（学外の本学施設利用研究者を含む）が既に e-learning (eLCoRE)、または、CITI Japan の研究倫理教育システム (e-learning : 基本コース)、APRIN e-ラーニングプログラム、J S Tを通じた CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版等を受講済の場合は、当該 e-learning の受講修了後に出力可能となる「修了証書」(写し) 等の提出をもって本学の研究倫理教育を受講したものとする。
- (6) 研究倫理教育の受講者のうち研究者及び希望する者には履修証明書を発行し、その有効期限は受講修了が認められた日の属する年度を含む5年度後の12月末日までとする。
(平成27年度、28年度に受講済の者にも適用する。)
- ex. 平成27年12月に受講修了の場合
5年度後 → 31年度 → 有効期限は「平成31年12月末日」
- ex. 平成28年3月に受講修了の場合
5年度後 → 31年度 → 有効期限は「平成31年12月末日」
- (7) 研究倫理教育の受講年度の年度末までに病気等の特段の理由なく当該教育を受講しない研究者については、翌年度の研究経費の執行を停止するとともに、学内競争的研究資金等の応募資格を付与しない。ただし、その後当該教育を受講した場合にはこの措置を解除する。

3 研究資料等の保存

規程第3条第3項に規定する保存対象、保存期間、保存方法等に関して、研究者は下記の各事項を遵守しなければならない。

- ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- イ 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。
- ウ 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- エ 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、

実験自体で消費されてしまう試料) や、保存に多大なコストがかかるもの(例: 生物系試料) についてはこの限りではない。

オ 研究者等は、転出や退職に際して、別紙3の届出書を部局責任者に提出し、当該研究者の研究活動に関わる全ての資料を移管し、転出先等において適切に保管するものとする。

カ 部局責任者は、当該部局の研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料について、研究者等に別紙3の届出書を提出させ、追跡可能とする措置を講ずるとともに、届出書の写しを研究振興課に提出するものとする。なお、特に大学で保管すべき資料と部局責任者が判断した場合には、当該資料を部局責任者の責任において保管するものとする。

キ 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

ク 規程第3条第3項における「その他の研究資料等」及び第25条第3項における「関係書類等」については、論文の草稿、レポート、講義録等が想定される。

4 公正な研究のための体制

(1) 規程第4条から第7条に規定する体制図を別紙1のとおりとする。

(2) 規程第7条に規定するリサーチメンターが支援・助言を行う「若手研究者」は39歳以下の研究者とする。なお、本学に転入してきて1年未満の研究者など他の研究者に対する支援・助言を排除するものではない。

5 不正行為が発生した場合等のフロー

規程第9条に規定する告発等から第29条・第34条に規定する公表等までのフロー図を別紙2のとおりとする。

6 その他

(1) 論文チェックソフト(コピー判定ソフト)を研究振興課で購入済みであり、必要に応じ利用可能である。

(2) 本運用方針は、文部科学省の履行状況調査の指摘や他大学の取組状況等により、公正研究委員会において内容を適宜見直すものとする。